

徳島県 豪雨災害時 避難行動 促進指針

令和3年5月

徳 島 県

目次

はじめに	・・・	P 1
第1 避難情報のあり方	・・・	P 2
1) 発令の内容、タイミング		
2) 発令の判断		
第2 住民への情報提供のあり方	・・・	P 8
1) 自治体（県・市町村）		
2) マスメディアなど		
第3 住民の避難行動のあり方	・・・	P 11
1) 避難行動を促す手法（自助）		
2) 避難行動を支える手法（共助・公助）		

はじめに

令和元年東日本台風（台風第19号）では、1都12県に大雨特別警報が発表され、多くの河川が決壊する等、同時多発的かつ広範囲に甚大な被害が発生しました。

この豪雨災害においても、避難をしなかったことや避難が遅れたこと等により高齢者等を中心に多くの方が被災し、いまだ住民の「自分の命は自分で守る」意識は十分でなく、また自治体の避難情報について「警戒レベル4に避難勧告と避難指示が両方位置づけられ分かりにくい」との課題も顕在化しました。

このため、国においては、災害対策基本法を改正し、警戒レベル4の避難勧告と避難指示については「避難指示」に一本化し、避難勧告のタイミングで避難指示を発令することとするなど、避難情報の改善を行うとともに、法改正を踏まえ、従前の「避難勧告等に関するガイドライン」を見直し、新たに「避難情報に関するガイドライン」として改定しました。

本県においても、災害対策基本法の改正及び「避難情報に関するガイドライン」の改定に沿って、豪雨災害時における住民の円滑で迅速な避難の確保に向けた「徳島県豪雨災害時避難行動促進指針」を改定しました。

今後、市町村において、この指針を「的確な避難指示等発令の判断」や「分かりやすい防災情報の提供」に役立てていただくとともに、県や市町村、防災関係機関、マスメディア等が連携し、住民の安全かつ確実な避難行動につなげていくこととします。

令和3年5月

徳島県危機管理環境部とくしまゼロ作戦課

第1 避難情報のあり方

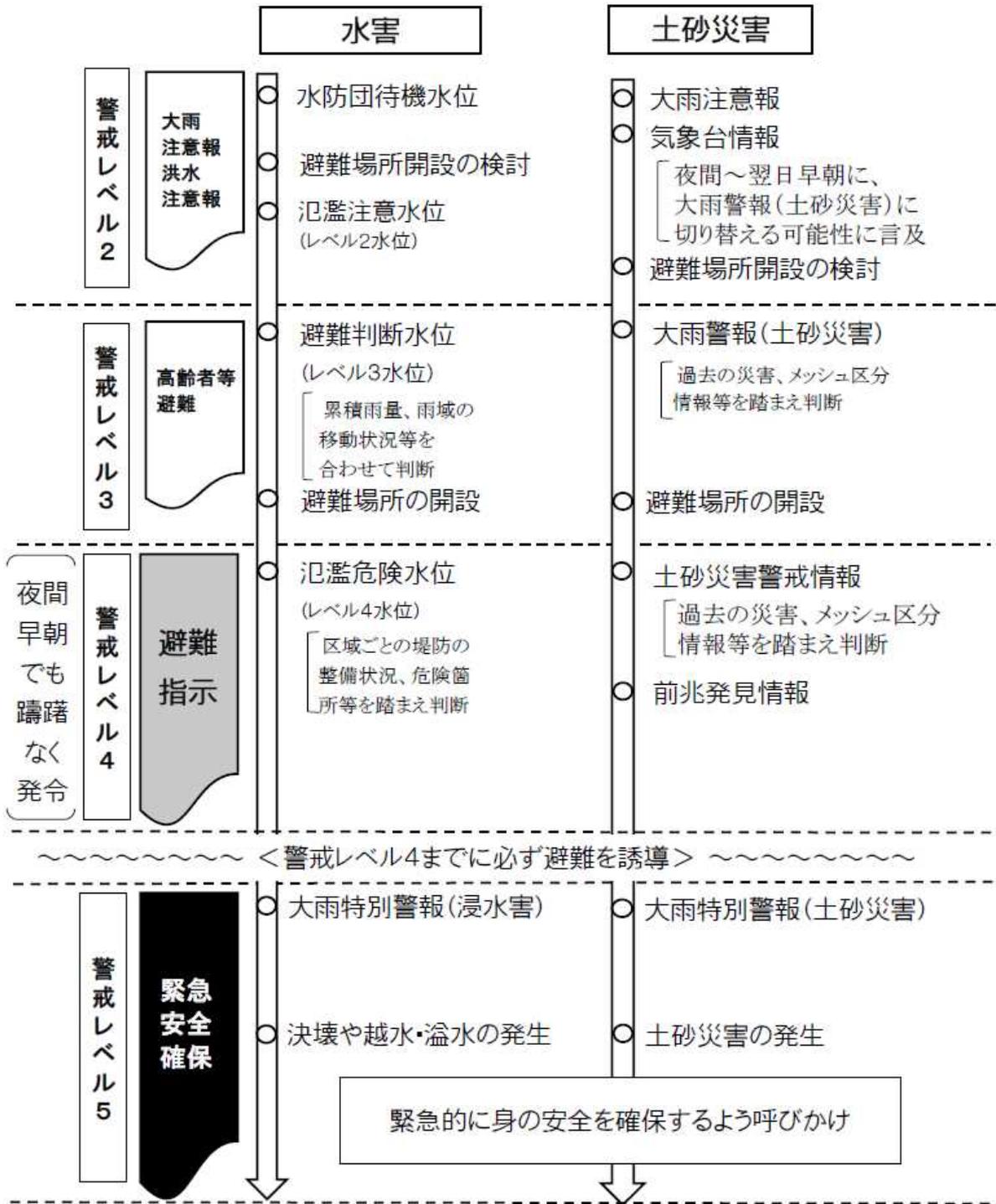
1) 発令の内容、タイミング

【推進事項】

- 空振りを恐れず、タイムライン(※①)を参考に、早めに避難情報を発令
- 夜間・早朝でも、躊躇なく発令
 - 夜間の避難情報の発令には、避難の安全性を十分に配慮できる限り、昼間に避難情報を発令し注意を喚起
- 発令時には、対応する警戒レベルを明確にし、警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達
- 「避難指示」(警戒レベル4)は、災害が発生するおそれが高い状況において、危険な場所から全員避難(立退き避難(※②)又は屋内安全確保(※③))を誘導
- 「緊急安全確保」(警戒レベル5)は、災害が発生又は切迫している状況で発令
 - 立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、「緊急的に身の安全を確保」(※④)するよう呼びかけ
- 「高齢者等避難」の発令段階から、避難場所の開設を開始

※① 避難情報に関する推奨タイムライン

このタイムラインは、防災気象情報等と災害時の対応の標準的な流れを例示したものであり、実際の情報や対応がこのとおりになるとは限らないことに留意が必要である。



※夜間・早朝に警戒レベル 3、4 の避難情報を発令する状況が想定される場合は、その前の夕刻時点において、早めに発令する。

(参考) 避難行動の分類

(内閣府R3.5「避難情報に関するガイドライン」参照)

※② 立退き避難

ハザードマップ等に掲載されている洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、高潮浸水想定区域、津波浸水想定等や、そのような区域に指定されていない又はハザードマップ等に掲載されていないものの災害リスクがあると考えられる地域（中小河川沿い、局所的な低地、山裾等）の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、災害リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所へ移動することが「立退き避難」であり、「立退き避難」が避難行動の基本である。なお、「立退き避難」は「水平避難」と呼称される場合もある。

■「立退き避難」の避難先例

- 1) 指定緊急避難場所
(災害の危険から身の安全を確保するために避難する場所として、あらかじめ市町村が指定した施設・場所。小中学校、公民館、高台・津波避難ビル・津波避難タワー等)
- 2) 安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先
(これらが存する場所や避難経路が安全であることをハザードマップ等であらかじめ確認するとともに、遠方にある場合は早めに避難する。)

※③ 屋内安全確保

災害から身の安全を確保するためには災害リスクのある区域等からの「立退き避難」が最も望ましいが、洪水等及び高潮に対しては、住宅構造の高層化や浸水想定（浸水深、浸水継続時間等）が明らかになってきていること等から、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への移動や高層階に留まること（待避）等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合がある。この行動が「屋内安全確保」であり、居住者等が自らの確認・判断でとり得る行動である。

■「屋内安全確保」の行動例

- 1) 自宅・施設等の浸水しない上階への移動（垂直避難と呼称されることもある）
- 2) 自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（待避）

※④ 緊急安全確保

「立退き避難」を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等により避難し遅れたために、災害が発生・切迫（切迫とは、災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況）し、指定緊急避難場所等への立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、そのような立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点にいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等することが「緊急安全確保」である。

■「緊急安全確保」の行動例

(ただし、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。)

- 1) 洪水等のリスクがある区域等においては、自宅・施設等の少しでも浸水しにくい高い場所に緊急的に移動したり、近隣の相対的に高く堅牢な建物等に緊急的に移動する。
- 2) 土砂災害のリスクがある区域等においては、自宅・施設等の崖から少しでも離れた部屋で待避したり、近隣の堅牢な建物に緊急的に移動する。

(参考) 警戒レベルの一覧表

<p>【警戒レベル 5】 緊急安全確保 (市町村長が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動をとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
<p>【警戒レベル 4】 避難指示 (市町村長が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
<p>【警戒レベル 3】 高齢者等避難 (市町村長が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 ・避難に当たっては、例えば、立退き避難の場合、親戚・友人宅、ホテル・旅館等の活用など、指定避難所以外への避難（分散避難）をあらかじめ検討する。
<p>【警戒レベル 2】 大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認
<p>【警戒レベル 1】 早期注意情報 (気象庁が発表)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める <ul style="list-style-type: none"> ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

2) 発令の判断

【推進事項】

- 「全域」に避難情報を発令することは、避難意識を低下させ、避難するうえで有効でない場合もあるため、過去の災害経験や、ハザードマップなどから地域ごとの特性を予め把握し、細かな地区ごとに発令
- 判断材料の拡大を推進
 - ・自治体における気象台の助言制度の活用
 - ・気象台や気象会社における早い段階からのピンポイントの予測精度の向上
 - ・メッシュごとに雨雲レーダーや累積雨量等を情報提供できるシステムの構築

■「全域」発令を回避するための事前準備

< 洪水等 >

- ① 水位観測所の受け持ち区間内では、最も危険な箇所を基に氾濫危険水位（レベル4水位）が設定されている場合が多く、氾濫危険水位に到達した段階でも、すべての市町村に氾濫のおそれがあるわけではない。
市町村内の区域ごとに堤防等の整備状況を踏まえた危険箇所、危険水位等をあらかじめ把握しておく。
- ② 雨量の実測値と予測値、流域形態、地質等による異なる流出・流下過程を勘案し、さらにダム等の貯留施設の運用も考慮した上で、水位予測が提供されるため、これを活用して、その後の水位上昇の見込みを把握する。
- ③ その他河川からの氾濫についても、国・都道府県からの助言を踏まえ、それぞれの河川特性に応じて区域を設定する。地形や過去の浸水実績等により災害リスクが把握できる場合もあるため、これらの情報を活用する。

< 土砂災害 >

- ① 土砂災害警戒区域・危険区域等を避難情報の発令の対象要素としてあらかじめ定めておき、土砂災害に関するメッシュ情報において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難情報を発令することを基本とする。
- ② 発令単位としては、市町村の面積の広さ、地形、地域の実情に応じて、市町村をいくつかの地域にあらかじめ分割して設定しておく。
- ③ 大雨時の事前通行規制や冠水等によって、土砂災害警戒区域等からの避難経路の安全な通行が困難となる場合は、それら規制等の基準と避難に要する時間を予め考慮しておく。

■ 活用すべき判断材料

< 全 般 >

- ① 自治体は、避難情報の発令を判断するにあたり、気象台の助言制度や、「自治体向け防災情報提供システム」を積極的に活用する。

- ② 県は、災害時情報共有システムなどを経由し、「雨雲レーダー」をはじめ収集した降雨などの詳細メッシュデータを「見える化」するとともに、すだちくんメールや安心とくしまホームページ等も活用しながら、市町村に情報提供を行う。

< 洪水等 >

- ① ダムの放流量、各地点の河川水位を随時確認し、これを判断の基準とする。
- ② 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）を避難情報の判断材料とする。
- ③ 水位を観測していない河川についても、水防団が出動した場合は、水防団からの現地情報を避難指示の判断材料とする。
- ④ 堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越流）に限らず、堤防の漏水・侵食等も考えられる。このため、水防団等からの漏水等の状況を把握し、避難指示の判断材料とする。

< 土砂災害 >

- ① 1kmメッシュの「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」を随時確認し、これを判断の基準とする。
- ② 土砂災害警戒情報の発表をもって避難指示の判断基準とすることを基本とするが、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の判定基準を超過したメッシュが増加した場合は、当該メッシュにかかる地域に更に避難指示を検討する。
- ③ 土砂災害警戒情報を補足する情報のメッシュ情報において危険度が高まっている領域と重なった区域（状況に応じてその周辺区域も含めて）に、避難情報の発令を検討する。
- ④ 前兆現象や土砂災害が土砂災害警戒区域、土砂災害危険区域以外の区域で発見された場合は、前兆現象や土砂災害の発生した箇所や周辺区域を、躊躇なく避難指示の対象地域とする。

第2 住民への情報提供のあり方

1) 自治体（県・市町村）

【推進事項】

- テレビやラジオのほか、ケーブルテレビ、防災無線、IP告知システム、緊急速報メール、インターネット、SNSなど、様々な情報提供手段の複線化を推進
- 迅速な情報提供に向け、マスメディアと連携した「Lアラート」の活用を推進
- ライブ映像の活用など、できる限り情報を「見える化」し、住民に注意を喚起できる手法を検討
- わかりやすい避難情報を伝達するための市町村職員のスキルアップ研修の実施
- 避難を促す仕組みの構築
 - 例) 雨量メッシュ情報などをもとに、避難を促すプッシュ型システム
地域のソーシャルな関係の中で、SNS等で呼びかけるシステムなど
- 要配慮者（高齢者や障がい者など）への対策を検討
 - - ・地域住民の情報を平時から把握する自主防災組織や消防団などの活動
 - ・自主防災組織や消防団が、高齢者や障がい者などを戸別訪問し、避難を呼びかける体制の構築
 - ・障がい等の特性に応じた多様な伝達手段の整備
 - ・情報提供の多言語化の検討

(参考) 要配慮者への情報伝達

(内閣府R3.5「避難情報に関するガイドライン」参照)

要配慮者への情報伝達にあたっては、それぞれの特性に応じた、多様な伝達手段や方法を活用し、確実に情報伝達できる体制と環境を整えておくべきである。

聴覚障害者：FAXによる災害情報配信、聴覚障害者用情報受信装置、戸別受信機（表示板付き）、プラカードによる視覚的な情報伝達、個別訪問

視覚障害者：受信メールを読み上げる携帯電話、戸別受信機、放送や拡声器等を使用した呼びかけ、個別訪問

肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話

その他：メーリングリスト等による送信、字幕放送・解説放送（副音声など2以上の音声を使用している放送番組：音声多重放送）・手話放送、SNS等のインターネットを通じた情報提供、やさしい日本語による情報提供、多言語による情報提供※

※ 多言語による防災情報の提供については、多言語で情報発信するアプリケーション（Safety tips等）や行政機関（気象庁や市町村等）のホームページ等における防災情報の多言語化が重要である。その上で、その利用を市町村内の外国人に周知することが望ましい。

2) マスメディアなど

【推進事項】

- 台風や豪雨の特徴、災害へ備えるポイントなど、早めの注意喚起
- 分かりやすく、かつ注意喚起が形骸化しない情報提供の工夫

(参考) 平成26年台風11号の浸水地域(阿南市、那賀町)における
住民への調査結果の概要

① 情報の認知状況

- ・大雨警報など「気象警報」 → 8割を超える方が認知
- ・「土砂災害警戒情報」 → 6～7割が認知
- ・「洪水予報」 → 4割程度も認知に留まり、
全く知らない方も、2～3割存在
- ・「避難勧告、指示」 → 7～8割が認知

② 情報の入手先

- ・大雨警報など「気象警報」 → テレビ、ケーブルテレビが中心
- ・「避難勧告、指示」や「洪水予報」
→ テレビだけでなく、防災無線やメールなど多様

(参考) 情報伝達手段別の特徴と注意事項

(内閣府R3.5「避難情報に関するガイドライン」参照)

□ テレビ放送(ケーブルテレビを含む)

避難情報の速報性の高い情報がテロップ(文字情報)により迅速に発信され、繰り返し呼びかけられるなど、避難行動に結びつきやすい伝達手段であるが、停電に弱い上、既に被害が発生した地域の情報が放送される場合が多く、これから避難が必要な地域の居住者・施設管理者等に対し、必要性が適切に伝わらない場合もある。また、特定の市町村や地域を対象とした詳細な情報伝達を繰り返し放送することが難しい場合も多い。このような短所を補うために、テレビのデータ放送を活用することも考えられる。

□ ラジオ放送(コミュニティFMを含む)

携帯性に優れ、停電時でも電池があれば受信可能であるが、一般的に、テレビに比べてラジオの聴取率は低いことから、ラジオのみによって地域全体に緊急の情報伝達を行うのはやや困難である。ただし、コミュニティFM放送の場合は、市町村単位のきめ細かな防災情報を伝達することができるほか、緊急警報信号を受信して自動的に電源が入る自動起動ラジオは防災行政無線の戸別受信機と同様の使い方が可能である。

□ 市町村防災行政無線(同報系)

耐災害性が高く、市町村が地域の居住者・施設管理者等に直接的に情報を伝えることができる。屋外スピーカーから伝達する場合は、大雨で音がかき消されるなど気象条件、設置場所等によっては情報伝達が難しく、テレビ、ラジオ、メール等よりも伝達できる情報量は

限られる。なお、屋外スピーカーからの放送が聞き取りにくかった場合に、電話をかけることで放送内容を確認することができるテレフォンサービスを導入している場合もある。屋外スピーカーからの音声放送を契機に、PULL型手段を活用して情報を収集するよう住民の意識付けを行うことも考えられる。

また、屋内で情報を受信できる戸別受信機は、端末設置世帯に確実に情報を伝達できるが、人口の多い都市部では、全世帯への受信機の配備が困難な場合が多い。

□ IP告知システム

IP告知システムとは、IP技術を用いて災害情報提供を行うシステムである。ブロードバンド環境が必要であり、IPネットワークに専用端末を接続し、家庭内あるいは小中学校等に設置することにより放送形式で情報伝達を行うことができる。専用端末には緊急放送を感知して自動的に電源が入る機能などがあり、防災行政無線の個別受信機と同様の使い方が可能であるが、有線設備を利用しているため、断線対策、停電対策が必要である。

□ 広報車による広報

実際に地域を巡回して直接伝達するため、現地状況に応じた顔が見える関係での避難の呼びかけができる。一方、周辺一帯が浸水等の被害を受けている場合は、対象地域を巡回できないことがある。また、災害対応中に確保できる人員や車両が限られ、直ちに全ての対象地域を巡回できない場合もある。

□ 電話、FAX、登録制メール

対象者に直接情報を伝えるため、確実性が高いが、電話による避難情報の情報伝達では、輻輳により繋がりにくい場合や、同時に複数の相手に連絡することができない課題がある。電話を用いる場合は、自治会長等の限られた人に連絡するような仕組みを構築しておく必要がある。

FAXやメールは、あらかじめ一斉送信を行う者を決め、連絡先を登録しておけば、一定程度の対象者に直接情報を伝えることができる。

□ 緊急速報メール

市町村からの避難情報の情報を、屋内外、移動中を問わず、特定エリア内の携帯電話利用者全員に一斉配信することができ、住民以外の当該エリアに居合わせた人にも情報伝達することができる。生命に関わる緊急性の高い情報が配信されるものである等、事前に配信される内容を周知しておくことが望ましい。なお、緊急速報メールの配信には携帯電話事業者との利用規約に沿って運用する必要があること（配信可能項目や文字数制限）等から、あらかじめ、配信内容や文例等の準備をしておく必要がある。

□ SNS

ツイッターやフェイスブックなどのSNSは、登録利用者同士がリアルタイムで情報交換できるが、利用者間で情報が伝搬・拡散し、思い込みや誤った情報が広がる場合もある。市町村は、誤った情報が広まることも考慮して、正確な情報を発信し続ける必要がある。

□ 消防団、警察、自主防災組織、近隣住民等による直接的な声掛け

直接的な声かけは、対象者に直接情報を伝えることができるため、確実性が高いといった利点がある。一方、声かけを担う自主防災組織や住民への正しい情報伝達手段が整っていることが前提となる。訓練や地域連携等を通じて、いざというときに声掛けがしやすい雰囲気や地域コミュニティ内で醸成しておくことが重要である。

第3 住民の避難行動のあり方

1) 避難行動を促す手法（自助）

【推進事項】

- 避難情報、気象情報の正しい理解
 - 例) 警戒レベルに対応する避難情報、気象情報等の理解の促進、ハザードマップなどによる災害リスクの周知 など
- 正常性バイアスや過去の災害経験の有無に関わらない避難行動の徹底
 - ・自分の家は大丈夫との思い込み、避難指示慣れなどの払拭
- 分散避難の検討
 - 例) 親戚・友人宅、ホテル・旅館等の活用 など
- 「家族継続計画（FCP）」の推進
 - ・避難場所、避難経路の確認
 - ・非常持ち出し袋、備蓄の実施など
 - ・短時間での浸水や急な土砂崩壊に備え、自宅の安全な場所の確認

2) 避難行動を支える手法（共助・公助）

【推進事項】

- 避難を後押しする体制の構築
 - ・自主防災組織や消防団など地域単位での啓発や訓練、避難の呼びかけ
 - ・周辺住民が逃げなければいけないと思わせる「率先避難者」の育成
 - ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施
 - ・避難行動要支援者名簿を活用した地域の取組への支援
 - ・避難行動要支援者の個別避難計画の作成
 - ・防災と福祉（地域包括支援センター、ケアマネージャー）の連携による高齢者の避難行動に対する理解促進
- 良好な避難環境の整備
 - ・災害種別に応じた避難所の指定見直しと、トイレ環境の改善等避難所の生活の質の向上
 - ・避難所における感染症対策
 - ・安全な避難経路の情報提供

----- (参考) 平成26年台風11号の浸水地域(阿南市、那賀町)における
住民への調査結果の概要 -----

- ① 実際に避難した住民
 - ・ 阿南市で3割、那賀町で5割
- ② 避難先
 - ・ 避難先：4割が「避難所」、4割が「自宅(垂直避難)」
- ③ 避難のタイミング
 - ・ 「避難勧告」や「避難指示」は2割程度
 - ・ 実際に、危険(水)が迫ってから逃げた方が多い
 - ・ 普段から危険を認識している住民が、早い段階から避難行動を開始する傾向
 - ・ 水平避難には「声かけ」が最も有効(水平避難の約4割が、声かけによるもの)
- ④ 平時の備え
 - ・ 平時から避難場所を確認している住民は約3割、避難経路の確認は1割強

(参考) 主体的な避難行動をとるにあたり居住者等が特に留意すべき事項

(内閣府R3.5「避難情報に関するガイドライン」参照)

- 平時より、居住地や勤務・通学先、要配慮者利用施設等、日常生活において自らがいることが多い場所の災害リスクを把握するとともに、適切な避難行動、避難のタイミングは各居住者等で異なることを踏まえ、災害種別ごとに自宅・施設等が、立退き避難が必要な場所なのか、上階への避難等で命に危険が及ぶ可能性がなくなるのか等についてあらかじめ確認・認識し、災害時にとるべき行動を自ら判断すべきである。
- 平時より、予定している避難経路が安全であるかどうかを確認しておく必要がある。例えば、大規模な河川の氾濫が発生していなくても水路や下水道の氾濫により足元が濁水でみえにくくなり道路の側溝や蓋が外れたマンホール等に落下したり、小規模な土砂災害が発生したりする場合があることも踏まえ、安全な避難経路を検討する必要がある。また、必要に応じ、避難先や避難のタイミングそのものを見直す必要がある。
- これらの平時に確認・検討すべき内容について、避難行動をとるとともにすることが想定される家族や地域等と共有し、災害時には可能な範囲で声を掛け合って避難すべきである。
- 夜間や暴風時の立退き避難は危険を伴う。夜間に災害の状況が悪化する見込みがある場合はまだ日が明るいうちから避難するべきであり、暴風が予想される場合は、昼夜を問わず暴風が吹き始める前に避難を完了させるべきである。
- 避難情報の発令対象区域は一定の想定に基づいて設定されたものであり、その区域外であれば一切避難しなくても良いというものではなく、想定を上回る事象が発生することも考慮して、危険だと感じれば、自主的かつ速やかに避難行動をとるべきである。

- 自動車による避難は、移動中に洪水等に見舞われることや渋滞を発生させるおそれがあることに留意すべきである。また、一時的な避難先としてやむを得ず車中泊をする場合においては浸水等の災害リスクのある区域等に留まらないようにするとともに、エコノミークラスタ症候群等の予防を行うべきである。
- 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準とした災害に対する危険性の認識、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等によって避難行動をとるタイミングを逸することのないよう、行政から提供される避難情報や防災気象情報のほか水位情報や画像情報等のリアルタイム情報等を自ら確認し、適時的確に避難行動をとるべきである。
- 災害が発生する前の、災害のおそれがある又は高い状況で市町村長から避難情報が発令されることから、実際には災害が発生しない「空振り」となる場合がある。避難した結果、何も起きなければ「幸運だった」という心構えをすることが重要である。
- 他者からの避難の呼びかけが大きな動機付けになる場合があることから、自らの親戚・知人等が災害リスクのある区域等の居住者等である場合には、電話等をして避難を強く促すべきである。

（参考）災害種別毎の避難行動の特徴

（内閣府R3.5「避難情報に関するガイドライン」参照）

〔 洪水等 〕

- 洪水浸水想定区域等の災害リスクのある区域等の居住者等の避難行動は「立退き避難」が基本であるが、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認できた場合、自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。
- 洪水等が発生・切迫した場合には「緊急安全確保」を行う。
- 自分がいる場所での降雨はそれほどではなくても、上流部の降雨により急激に中小河川の水位が上昇することがあるため、洪水注意報が出た段階、上流に発達した雨雲等が見えた段階で河川敷等での活動は控える。
- 洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川や水路・下水道等の氾濫により、短時間の集中豪雨等で浸水が発生し、避難情報の発令が間に合わないことがあることも考慮し、防災気象情報や河川の状況等を注視し、各自の判断で早めに避難行動をとる。
- 水路・下水道等の氾濫が既に発生している状況においては、氾濫水の勢いで流されたり、足元が濁水で見えにくくなり道路の側溝や蓋が外れたマンホール等があることに気づかずに落下したりするなど、指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険となるおそれがあるため、他の避難経路の活用や指定緊急避難場所等への立退き避難自体を控えることを検討する必要がある場合がある。
- 激しい降雨時には、河川には近づかないようにし、また道路の側溝等が勢いよく流れている場合は、その上を渡らないようにする。
- 河川によっては、台風が過ぎ去った後や自分がいる場所での降雨が止んだ後であっても、水位が上昇し氾濫することがあるため、自宅・施設等への帰宅判断は、市町村の避難情報の解除を踏まえ慎重に行う。

〔土砂災害〕

- 土砂災害警戒区域等の居住者等の避難行動は「立退き避難」が基本である。これは、土砂災害が突発的に発生することが多く発生してから避難することは困難であるとともに、木造住宅を流失・全壊させるほどの破壊力を有しているため、屋内で身の安全を確保することができるとは限らないためである。
- 土砂災害が発生・切迫した場合には「緊急安全確保」を行う。
- 土石流が想定される区域においては、通常の木造家屋では自宅の2階以上に移動しても、土石流によって家屋が全壊し命が脅かされる場合があることから、指定緊急避難場所等までの移動がかえって命に危険を及ぼしかねないと判断されるような状況では、土砂災害警戒区域等から離れた堅牢な建物（できれば高層階）や河川や溪流から高低差のある高い場所へ移動することが考えられる。
- 小規模な斜面崩壊（崖崩れ）が想定される区域において、指定緊急避難場所等までの移動がかえって命に危険を及ぼしかねないと判断されるような状況では、自宅の斜面の反対側2階以上に移動することが考えられる。
- 小さな落石、湧き水の濁りや地鳴り・山鳴り等の土砂災害の前兆現象を発見した場合は、直ちに身の安全を確保する行動をとるとともに、市町村にすぐに連絡する。
- 土砂災害は、降雨が止んだ後しばらくしてから発生する場合があるため、自宅・施設等への帰宅判断は、市町村の避難情報の解除を踏まえ行う。